

令和8年度 喀痰吸引等研修 募集要項

1. 研修名称

社会福祉法人中東福祉会

特別養護老人ホーム菅名の里 喀痰吸引等研修（第1号研修・第2号研修）

2. 研修期間

基本研修（講義） 令和8年6月25日から令和8年9月17日まで

筆記試験 令和8年9月17日 15:30～16:30

基本研修（演習） 令和8年10月5日から10月30日の

毎週 月曜日・水曜日・金曜日うち1日間

実地研修 令和8年11月2日から令和9年6月30日

基本研修 (講義)	研修日	曜日	研修時間
	6月25日	木	9:00～17:30
	7月9日	木	9:00～17:40
	7月23日	木	9:00～18:10
	8月6日	木	9:00～18:10
	8月20日	木	9:00～18:10
	9月3日	木	9:00～18:10
	9月17日	木	9:00～15:00

3. 募集期間

令和8年4月20日（月）～ 令和8年5月22日（金）（必着）

4. 研修会場

- ・基本研修（講義） 特別養護老人ホーム菅名の郷（きぬのさと）多目的ホール
五泉市本町6丁目7番7号
- ・基本研修（演習） 特別養護老人ホーム菅名の郷（きぬのさと）多目的ホール
五泉市本町6丁目7番7号
- ・実地研修 一定の要件を満たした実地研修機関（原則として受講者の所属施設等）

5. 募集定員

25人

6. 受講資格

- ・新潟圏域（五泉市、新潟市、阿賀野市、阿賀町）に住所がある者又は新潟圏域（五泉市、新潟市、阿賀野市、阿賀町）に所在する施設（事業所）に勤務している者。
- ・研修の全過程を確実に受講できること。
- ・所属施設・事業所にたん吸引等が必要な利用者がおり、所属施設等で実地研修が可能であること。（居宅系サービスの場合は、連携する訪問看護事業所にたん吸引等が必要な利用者が

いること。)

- ・ 実地研修の指導看護師が実地研修を実施する施設、事業所に所属していること。
- ・ 実地研修に協力可能な利用者（家族）の同意書等、必要な書類が全て提出できること。
- ・ 研修実施機関が案内する実地研修を保険対象とする賠償責任保険「実地研修を履修する介護職員向け賠償責任保険」に加入すること。

※実地研修を実施する施設・事業所が、受講生の実地研修の行為に対応する賠償責任保険に加入していれば、加入不要です。ただし、下記と同等以上の賠償責任保険とします。

賠償責任補償の支払い限度額		免責金額(1事故につき)	
身体障害	1名 5,000万円/1事故 5,000万円	身体障害	なし
財物損壊	1事故 1,000万円	財物損壊	3万円
管理財物	1事故 300万円 (うち現金・有価証券等貴重品30万円)	管理財物	3万円
人格権侵害	1名・1事故300万円	人格権侵害	なし

費用補償の支払い限度額		免責金額(1事故につき)	
初期対応費用	1事故 500万円	なし	
人格権侵害	1名・1事故 5万円(被害者通院時)		

7. 申込書類

- ・【様式1】 喀痰吸引等研修 推薦状（とりまとめ票）
- ・【様式2】 喀痰吸引等研修 受講申込書
- ・ 免除対象者は修了証書の写し

8. 申込方法

申込書を施設・事業所ごとに取りまとめ、社会福祉法人中東福祉会特別養護老人ホーム菅名の里事務室へ持参、又は郵送により提出してください。

申込書提出先 〒959-1614 新潟県五泉市馬下 1814 番地 19
社会福祉法人中東福祉会 特別養護老人ホーム菅名の里
喀痰吸引等研修機関 宛 「喀痰吸引等研修申込書」在中

問い合わせ TEL0250-47-1080 FAX0250-47-1082 (平日午前9時から午後5時)

9. 選考方法

施設・事業所ごとの申込みとし、複数名の申込みの際は優先順位を付けてください。
定員を超える申込みがあった場合は、喀痰吸引、経管栄養の利用者の多い施設からの申込みを勘案して受講者を決定します。また、特定の事業所に偏らないよう配慮します。

10. 選考結果の通知方法

申込者に対し、受講決定（不決定）通知を送付します。

11. 申込手続きの完了

受講決定通知と合わせて「受講案内」を送付しますので、その内容に従って指定する期日までに受講料を銀行振り込みによりご入金ください。当機関が納付を確認した時点をもって、申込手続きの完了といたします。

やむを得ず申し込みを辞退される場合は、速やかにご連絡ください。正当な理由がなく期限が過ぎても入金を確認できない場合は、申込辞退とすることがあります。

12. 受講料

第1号研修・第2号研修 60,000円

(テキスト代2,100円、保険料2,000円、事務手数料5,000円を含む)

※科目の免除及び受講料については、【別表3】「社会福祉法人中東福祉会 特別養護老人ホーム菅名の里 喀痰吸引等研修受講料及び免除科目」一覧を参照してください。

13. 受講料の返金

一旦納付された受講料は、原則として返還しません。

ただし、やむを得ない事情により受講を辞退した場合は、規程に基づき受講料の一部を返還します。

返金額

受講開始日の20日前まで	受講料の80%
受講開始日の10日前まで	受講料の50%

14. 遅刻・早退・欠席の取扱い

遅刻・早退・欠席があった場合には、当該科目の修了は認めないものとし、再度その科目について講義を受講していただきます。補講に係る受講料は、1科目につき4,000円とし受講者が負担することとします。

また、筆記試験に不合格となった場合の補講料・受験料は2,000円とし、受講者が負担することとします。

15. 受講科目一部免除の取扱い

「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」(平成23年11月11日社授発1111第1号)2の(4)、また、「喀痰吸引等研修(第一号、・第二号研修)に係る研修の一部履修免除の取扱方針について」(平成25年8月1日付け高齢第512号)に基づき免除します。免除科目の詳細は【別紙1】「社会福祉法人中東福祉会特別養護老人ホーム喀痰吸引等研修受講料及び免除科目」をご参照ください。

また、免除の対象となる研修を修了している方は、受講申込書に研修修了書または受講証明書のコピーを添付してください。

16. 個人情報の取り扱い

提出していただいた個人情報は、選考結果通知、受講手続、喀痰吸引等研修の運営のみに使用し、ご本人の承諾なしに第三者に開示提供することはありません。

17. 受講に際しての注意事項

研修会場は最寄りのJR北五泉駅から徒歩10分程度ですが、研修会場には駐車スペースがあ

りませんので、車で通学する方は徒歩5分程度のところにある「五泉市総合会館駐車場」の利用が可能です。(行事等により満車のことがあります)
また、研修会場への交通費や食費等は、受講生が負担してください。

18. 実地研修に関わる申込み要件

- ・利用者又は利用者本人からの同意を得るのが困難な場合には、その家族等（以下「実地研修協力者」という。）に対して研修の趣旨を説明した上で、実地研修への協力について書面による同意承認を得ること。
- ・喀痰吸引等の実施に際し、実地研修協力者ごとに、医師からの文書による指示（指示書）を受けすること。
- ・医師の指示書に基づき、医療従事者との連携の下、実地研修協力者ごとの「喀痰吸引等実施計画書」を作成すること。
- ・国または県が実施した「喀痰吸引等指導者講習」を修了した実地研修指導講師の指導の下、実地研修を行うこと。実地研修指導講師は、「実地研修評価表」により介護職員等の評価を行うこと。
- ・実地研修協力者の状態について医師、介護職員が定期的に確認すること。医師、看護職員が確認した結果、対応方法について介護職員等が指導を受けることが文書化されていること。
- ・「喀痰吸引等実施報告書」を作成し、担当医師に提出すること。
- ・関係者から「安全委員会」を設置すること。（既存の委員会等を活用しても差し支えない）構成員、役割分担、安全委員会で管理すべき項目及び会議の実施頻度などが文書化されていること。
- ・ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、喀痰吸引等の実施体制について、適切に評価、検証を行うこと。
- ・事故発生時の対応方法として、関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など、適切かつ必要な緊急措置が整備されていること。
- ・事故状況についての記録・保存方法が文書化されていること。
- ・感染症を予防するための衛生管理方法及び感染症が疑わしい場合の確認方法が文書化されていること。
- ・感染症発生時の対応方法及び関係機関への連絡方法が文書化されていること。
- ・実地研修協力者の秘密保持（関係者への周知徹底を含む）等に関する規定整備がなされていること。
- ・実地研修の実地状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存できること。
- ・喀痰吸引等実施のために必要な備品が備わっていること。

問い合わせ先（事務局）・・・

社会福祉法人中東福祉会 特別養護老人ホーム菅名の里
(担当者：苅部・石田)

959-1614 新潟県五泉市馬下1814番地19

TEL 0250-47-1080 FAX 0250-47-1082

ホームページ <http://www9.ocn.ne.jp/~sugana/>